

高松市監査委員告示第7号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年2月26日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

監査結果に基づく 措置通知

(包括外部監査)

(令和3年2月26日)



Takamatsu City Audit Commissioners

高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R3.2.26

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ 高松市の関連諸団体

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
1	意見	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（高松地区海苔養殖研究会）	P145・250	創造都市推進局	農林水産課	R3.2.5
2	意見	入金管理の一環としての領収書発行と会費徴収の際の照合手続のルール化について（高松地区海苔養殖研究会）	P146・250			
3	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市漁業組合連絡協議会）	P147・247			
4	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松地区海苔養殖研究会）	P147・250			
5	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松地区底曳網協議会）	P147・252			
6	意見	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市漁業組合連絡協議会）	P148・247			
7	意見	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松地区海苔養殖研究会）	P148・250			
8	意見	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松地区海苔養殖研究会）	P148・250			
9	意見	現金で支出した研修費の用途に関する資料の入手について（高松地区海苔養殖研究会）	P250			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R3.2.26

監査実施年度 令和元年度

監査テーマ 高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
10	意見	補助・委託事務の実施方法等について（高松市肉牛枝肉共励会事業）	P112	創造都市推進局	農林水産課	R3.2.10

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算の様式を使用することについて（高松地区海苔養殖研究会）	
意見の内容	現金の支出から、会の精算までの日数は、著しくかい離しないことを原則とすることが望まれる。 また、会員等が立替払を行う場合には、使途・支払者（立替者）を記入の上、会計担当者が予算費目等を記入し、精算の様式の使用を原則とするべきである。	
報告書該当 ページ	P145・250	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月5日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、支払方法を原則振込払としており、立替払を行っていないため、様式は不要と判断し、作成しないこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	入金管理の一環としての領収書発行と会費徴収の際の照合手続のルール化について（高松地区海苔養殖研究会）	
意見の内容	<p>会費・負担金などの入金時の処理は、①領収書を発行する、②領収書は控えが残る形式のものを使用又は作成する、③領収書はあらかじめ連番を付す、という3点を原則とする必要がある。</p> <p>また、総会時などに会費をまとめて徴収する団体では、事務処理のために名簿等に従って前もって氏名等を記入した領収書を作成し、現金と引き換えに交付している団体もあるが、総会終了時に、残った領収書（欠席会員分など）と入金額の合計が入金予定額と一致することを確認し、領収書とそのチェックリストに添付する、などの照合手続のルール化が望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P146・250	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月5日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件意見については、令和2年4月1日付けで改正した「高松地区海苔養殖研究会会計処理規程」に基づき、令和2年度から、金銭を収納したときは、複数名で金額を照合するとともに、会長が定める様式の領収書を発行し、その写しを保管するなど、領収書発行と会費徴収の照合手続のルール化を図り、適正な入金管理を行うこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市漁業組合連絡協議会）	
意見の内容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報告書該当 ページ	P147・247	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月5日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、令和2年度以降、議事録を作成し、署名を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松地区海苔養殖研究会）	
意見の内容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報告書該当 ページ	P147・250	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月5日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、令和2年度以降、議事録を作成し、署名を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松地区底曳網協議会）	
意見の内容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報告書該当 ページ	P147・252	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月5日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、令和2年度以降、議事録を作成し、署名を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市漁業組合連絡協議会）	
意見の内容	監事を実施していただくべき項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P148・247	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月5日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、令和元年度決算以降、監事監査のチェックリストを作成し、それに基づいて、監査を受けることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松地区海苔養殖研究会）	
意見の内容	監事を実施してもらいたい項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P148・250	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月5日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、令和元年度決算以降、監事監査のチェックリストを作成し、それに基づいて、監査を受けることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松地区海苔養殖研究会）	
意見の内容	監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管の上、記名㊟等で配布するかの取扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。	
報告書該当 ページ	P148・250	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月5日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、令和元年度会計決算に伴う会計監査時において、署名と押印の取扱いについて確認を行い、署名押印された監査報告書の写しを配布することの了解を得た。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	現金で支出した研修費の用途に関する資料の入手について（高松地区海苔養殖研究会）	
意見の内容	それぞれ数万円と少額であるが、現金で支出した研修費の用途は、概要でも入手する必要がある。	
報告書該当 ページ	P250	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月5日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、監査結果を受けて以降、研修費の支払い案件はなく、今後も発生しない。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）	
区 分	意 見	
意見の項目	補助・委託事務の実施方法等について（高松市肉牛枝肉共励会事業）	
意見の内容	<p>当事業は、生体の評価会であり、香川県地区の予選を兼ねて実施されているが、枝肉を出品するため、評価後に売却される。県でも実施されているが、生体を評価する事業と異なり、別の枝肉を出品し、その都度売却される。</p> <p>また、県の共励会と近接していることなどから、市でも、今後の開催方法は検討中とのことである。補助・委託事務の実施方法等について、再検討することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P112	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月10日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件意見については、関係機関と協議した結果、枝肉の取引活性化のために必要な事業であることから、従来通り年間2回、実施することとした。</p> <p>なお、令和2年度から、新たに「脂肪の質賞」を設け、取引の活性化を促している。</p>